

別表 1（第 14 条第 1 項）

補助の種類		補助対象経費
事業費		広場ごとに直接必要となる、広場の運営に係る経費（家賃等の賃借料、人件費、光熱水費、消耗品費、備品購入費、通信費、印刷製本費、工事及び修繕費、保険料、事業費）
開設準備補助費	初度調弁費	広場の新規設立に係る経費（消耗品費、備品購入費、その他必要と認められるもの）
	借上・整備補助費	広場の新規設立に係る経費のうち、事業実施施設の借上げ及び工事修繕等に係る経費（開設前月分賃料、手数料、工事及び修繕費、その他必要と認められるもの）
耐震化移転補助費	移転事務費	事業実施施設の移転に係る経費（消耗品費、備品購入費、運搬費その他必要と認められるもの）
	借上・整備補助費	事業実施施設の移転に係る経費のうち、移転先施設の借上げ及び工事修繕、並びに現実施設施設の原状回復等に係る経費（移転先施設の開設前月分賃料、手数料、工事及び修繕費その他必要と認められるもの）

別表 2（第 14 条第 2 項第 1 号）

(1) 基本助成

		1 日あたりの実施時間			
		5 時間	5.5 時間	6 時間	6.5 時間以上
週あたりの実施日数	3 日	3,805,000	4,003,000	4,201,000	4,399,000
	4 日	4,659,000	4,924,000	5,188,000	5,452,000
	5 日	5,514,000	5,845,000	6,175,000	6,505,000
	6 日以上	6,369,000	6,765,000	7,162,000	7,558,000

(2) 一時預かり加算（第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる事業内容の実施に対する補助額）

広場の開設時間に一時預かりを実施する広場のうち市長が補助を認めた施設に限り、下の表のとおり補助額を加算する。

		1 日あたりの一時預かり実施時間 ※			
		5 時間	5.5 時間	6 時間	6.5 時間以上
日時週 数預あ ※かりた の実の 施一	3 日	1,272,000	1,318,000	1,363,000	1,409,000
	4 日	1,533,000	1,594,000	1,655,000	1,716,000
	5 日以上	1,794,000	1,870,000	1,946,000	2,022,000

※ 一時預かり実施日及び実施時間は、広場開設日及び開設時間に準じる。

(3) 家賃加算

広場ごとの（管理費及び共益費を含む）月間賃借料に応じて、家賃（月額）と 120,000 円を比べて低い方の額の 12 か月分（上限 1,440,000 円）を加算する。

(4) 研修代替職員配置加算

子育てアドバイザーを研修に参加させた時に、代替の子育てアドバイザーを広場に配置した場合、研修代替職員配置加算として、1人あたり、一律23,000円を加算する（上限2人）。

(5) 常勤職員配置加算

週5日以上開所の広場で常勤職員の配置人数に関わらず、週40時間以上勤務する職員を配置した場合に一律2,300,000円を加算する（年度途中での変更交付申請は不可）。

(6) 育児参加促進講座休日実施加算

概ね月に2日かつ2回以上（年18回以上）、休日に育児参加促進に資する講座（取組）を実施する施設へ一律425,000円を加算する（年度途中での変更交付申請は不可）。

(7) 震災対策物品購入加算

地震等の災害対策に必要な物品の購入にかかる消耗品費及び備品費を一律30,000円加算する。ただし、新規開設施設については、初年度に限り100,000円を加算する。（年度途中での変更交付申請は不可）

目 的	補助対象物品
① 震災時における施設内の安全確保のための物品	家具等の転倒防止器具、扉及び引き出し等の開放防止器具、ガラス及び照明用飛散防止フィルム、携帯ラジオ、電池式テレビ、救急医薬品、消火器、その他災害対策に必要と認められるもの
② 利用者避難時の安全確保のための物品	防災頭巾及びヘルメット、おんぶ紐、その他災害対策に必要と認められるもの
③ 利用者が施設内に待機する場合に必要となる物品（備蓄品）	飲料水、食料（粉ミルク、哺乳瓶、ビスケット、クラッカー等）、カセットコンロ及び付属品（ボンベ、鍋又はやかん等）、簡易トイレ、おむつ、簡易照明器具（懐中電灯、ランタン等）、毛布、救急セット、その他消耗品（紙コップ、ウェットティッシュ等）、その他災害対策に必要と認められるもの